

流通・取引慣行ガイドライン改正の概要

はじめに

平成28年12月16日に公表された「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」報告書の提言に沿って、別紙のとおり改正案を作成した。

主な改正内容は以下第1～3のとおりであり、いずれも「分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドライン」を目指したものである。

以下、現行の流通・取引慣行ガイドラインを「現行ガイドライン」、同ガイドラインの改正案を「改正ガイドライン（案）」という。

第1 構成の変更

1 三部構成について

事業者及び事業者団体の利便性向上の観点等から、同一の適法・違法性判断基準に基づき判断される行為類型を統合するなどして、現行ガイドライン第2部（流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針）を中心として再構築する。

具体的には、現行ガイドライン第2部を、改正ガイドライン（案）においては第1部（取引先事業者の事業活動に対する制限）とし、現行ガイドライン第1部（事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針）のうち垂直的制限行為に係る記載（第4「取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限」及び第6の1「対抗的価格設定による競争者との取引の制限」）と統合する。現行ガイドライン第1部のその余の記載のうち、第1「顧客獲得競争の制限」、第2「共同ボイコット」及び第3「単独の直接取引拒絶」を、改正ガイドライン（案）においては第2部（取引先の選択）とする。

なお、現行ガイドライン第3部（総代理店に関する独占禁止法上の指針）は題名を（総代理店）とし、その位置付けは、基本的に維持する。

2 各行為類型について

(1) 現行ガイドラインから削除する行為類型

| | 現行ガイドラインから削除する行為類型 |
|-------------|--|
| 現行ガイドライン第1部 | 第5 不当な相互取引 第6 継続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為 第7 取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害 |
| 現行ガイドライン第2部 | 第4 流通業者の経営に対する関与 第5 小売業者による優越的地位の濫用行為 |

これらについて、現行ガイドライン第2部第5を除き、過去に問題となった審判決例及び相談事例はないことなどから、これらの項目は基本的

に削除することとする¹。

ただし、現行ガイドライン第1部第6のうち、「対抗的価格設定による競争者との取引の制限」は、前述のとおり、改正ガイドライン（案）第1部第2の2(2)「対抗的価格設定による競争者との取引の制限」として残すこととする。

また、現行ガイドライン第2部第5「小売業者による優越的地位の濫用行為」は、別途「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）があること等から、削除する（その旨第1部1(2)で記載する。）。

(2) 改正ガイドライン（案）に追加する行為類型

流通・取引慣行ガイドライン制定後、抱き合わせ販売については、具体的措置事例や相談事例が複数あることから、抱き合わせ販売について新たに記載する。

→改正ガイドライン（案）第1部第2の7

3 構成の変更に伴う一般化

消費財を前提とした「メーカーによる流通業者に対する垂直的制限行為」を中心とした整理から、「事業者による取引先事業者に対する垂直制限行為」といった、より一般的な整理の下で構成変更を行うため、一般化できる部分については、基本的に行行為者を「事業者」、被行為者は「取引先事業者」とするなどの用語の整理を行う。

第2 適法・違法性判断基準の更なる明確化

1 分析プロセスの明確化

(1) 現行ガイドラインの分析プロセスを更に明確化するという観点から、その考え方は維持しつつ、可能な限り分かりやすくなるよう整理を行う。具体的には以下のとおり。

・垂直的制限行為は、公正な競争を阻害するおそれがある場合、不公正な取引方法として禁止

・公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては

- ① 具体的行為や取引の対象・地域・態様等に応じて当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討した上で、
- ② ブランド間競争の状況、ブランド内競争の状況、事業者の市場における

¹ 現行ガイドライン第1部第7「取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害」及び第2部第4「流通業者の経営に対する関与」について、このような行為を手段として垂直的制限行為が行われる場合の適法・違法性判断基準の考え方は同じである旨を第1部2（注2）で記載する。

地位，取引先事業者の事業活動に及ぼす影響及び取引先事業者の数及び市場における地位を総合的に判断

③上記②の判断に当たっては，競争阻害効果に加え，競争促進効果も考慮

・垂直的制限行為には①再販売価格維持行為と②非価格制限行為がある。

①再販売価格維持行為：通常，競争阻害効果が大きく，原則として公正な競争を阻害するおそれがある行為

②非価格制限行為：(ア)市場における地位等から，「市場閉鎖効果が生じる場合」や「価格維持効果が生じる場合」といった公正な競争を阻害するおそれがある場合に当たるか否かが判断されるもの及び(イ)原則として公正な競争を阻害するおそれがある行為に分類される

→改正ガイドライン(案)第1部3(1)，同(2)

(2) ビジネスモデルの多様化に対応できるようにするために内容を更に明確化する。特に市場閉鎖効果の考え方について，経済学的な考え方を踏まえ，内容を充実化する

→改正ガイドライン(案)第1部3(2)ア

(3) 非価格制限行為における原則違反の行為類型(「安売り業者への販売禁止」，「価格に関する広告・表示制限」及び「安売り業者への販売禁止のために行われる仲間取引の禁止」)について，それぞれの箇所では，「通常，価格競争を阻害するおそれがあり，原則として不公正な取引方法に該当し，違法となる」旨明記する。

→改正ガイドライン(案)第1部第2の4(3)，同(4)，第1部第2の6(3)

(4) セーフ・ハーバーの対象行為類型(「自己の競争者との取引等の制限」，「厳格な地域制限」，「抱き合わせ販売」)をセーフ・ハーバーの説明箇所では明示する(「単独の直接取引拒絶」は第2部第3においてその旨を記載。)

→改正ガイドライン(案)第1部3(4)，第2部第3

2 オンライン取引に関連する垂直的制限行為

(1) インターネットを利用した取引は，実店舗の場合と比べ，より広い地域や様々な顧客と取引することができるため，事業者にとっても顧客にとっても有用な手段である旨，インターネットを利用した取引か実店舗を利用した取引かでその考え方を異にするものではない旨明記する。また，必要に応じて各行為類型において，インターネット取引に係る具体例等を追記する。

→改正ガイドライン(案)第1部1(1)

(2) プラットフォーム事業者に係る考え方を追記する（適法・違法性判断に当たっての基本的な考え方は同じであること、考慮事項としてネットワーク効果等も含まれることを明記。）。

→改正ガイドライン（案）第1部1(1)、第1部3(1)

3 審判決例や相談事例の積極的な活用

事例については、可能な限り事業者の理解の助けになるようなものを追加することとする。具体的には主に以下の事例。

(1) 相談事例において独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例（萎縮効果を緩和し、一層の利便性の向上に資する。）

→改正ガイドライン（案）第1部第1の2(7)、第1部第2の6(2)、第1部第3の1(1)

(2) 審判決例

抱き合わせ販売（主たる商品・従たる商品の具体例）、共同ボイコット（不公正な取引方法又は私的独占を適用したそれぞれの具体例）等の事例

→改正ガイドライン（案）第1部第2の7(2)、第2部第2の2(3)等

第3 その他の改正内容

1 共同ボイコット

共同ボイコットは、現行ガイドラインにおいて、「競争が実質的に制限される場合には不当な取引制限として違法となる」とされているが、観念的には排除型私的独占にも該当し得る。

改正ガイドライン（案）においては、競争を実質的に制限する共同ボイコットは、「私的独占又は不当な取引制限」に該当する、と記載する。

→改正ガイドライン（案）第2部第2

2 第3部

第3部（総代理店に関する独占禁止法上の指針）について、現行ガイドライン第1「競争者間の総代理店契約」は、項目を削除する（第2「総代理店契約の中で規定される主要な事項」及び第3「並行輸入の不当妨害」は維持。）。これに伴い、競争者間の総代理店に関するセーフ・ハーバー（市場におけるシェア10%以上かつ上位3位以内）等は廃止する。

以上